

学校法人村崎学園
徳島文理大学短期大学部
機関別評価結果

令和7年3月14日
一般財団法人大学・短期大学基準協会

徳島文理大学短期大学部の概要

設置者	学校法人 村崎学園
理事長	村崎 文彦
学 長	田村 禎通
A L O	岡部 千鶴
開設年月日	昭和 36 年 4 月 1 日
所在地	徳島県徳島市山城町西浜傍示 180

<令和 6 年 5 月 1 日現在>

設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
生活科学科	生活科学専攻	40
生活科学科	食物専攻	40
保育科		70
言語コミュニケーション学科		20
音楽科		20
商科		40
	合計	230

専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

なし

通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

機関別評価結果

徳島文理大学短期大学部は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、令和7年3月14日付で適格と認める。

機関別評価結果の事由

1. 総評

令和5年6月21日付で徳島文理大学短期大学部からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて順調に進捗しており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

建学の精神「自立協同」は教育基本法、学校教育法の趣旨にのっとり公共性を有し、様々な媒体を通じて学内外に表明されている。

学校法人の下に地域連携センターを設置し、地域・社会に向けて様々な公開講座、地域交流活動、出張講義を積極的に実施している。また、地方公共団体、企業等と包括連携協定を締結し社会貢献活動に注力している。

建学の精神に基づいた教育理念を確立し、その精神が教育目的や目標に明確に反映されている。各学科・専攻課程の教育目的・目標については、学則に明記されており、ウェブサイト等で学内外に表明している。

各学科・専攻課程の学習成果の測定や評価が定期的実施され、PDCAサイクルを通じて教育活動の質の継続的な向上が図られ、学習成果はウェブサイトにおいて公表している。

三つの方針の全学的な統一を図り、ウェブサイト等で公表している。三つの方針は相互に関連付けて定められており、カリキュラムチェック表や履修系統図などで確認できる。各学科・専攻課程はこれらの方針に基づいた教育活動を実施し、シラバスチェックなどを通じて一貫性を確保している。

学則に基づき自己点検・評価の体制が整備されており、学長をトップとする責任体制の下で内部質保証に対する取組みが実施されている。教育研究の向上に向けた評価と改善が行われ、その結果はウェブサイトにおいて学内外に公表されている。

各学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は学習成果に対応しており、卒業の要件及び成績評価の基準、資格取得の要件とともにウェブサイト等に明示している。各学科・専攻課程の教育課程編成・実施方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。また、シラバスには学習成果を踏まえた到達目標、授業内容、準備学習の内容、授業時間数等必要な項目を明示し、それぞれウェブサイトで公開している。

全学教務委員会が教養教育・専門教育の効果を測定・評価し改善に取り組んでいる。また、学科・専攻課程ごとに資格、免許等を取得できる教育課程が編成されており、それぞれの専門職業に必要な知識・能力が育成されるように編成している。

入学者受入れの方針は、学習成果と関連付けられており、入学試験要項やウェブサイト等で明示している。

学習成果は建学の精神及び学則の教育研究上の目的を反映しており、各学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針との関連性を整理し、具体性を持たせている。

累積 GPA 平均値、学科別累積 GPA 分布状況、資格試験及び国家試験合格率等を、学習成果を検証するための IR 情報としてまとめ、教育の質保証の基礎資料として活用している。

就職先に対する「卒業生に関するアンケート調査」やヒアリングを行い、その結果を各学科・専攻課程内の教員で共有し、教育内容及び成果の点検に活用している。

三つの方針に基づき、シラバスの改善や成績評価基準の明確化を行い、教育内容の改善を図っている。また、ICT 環境の整備や図書館の充実により、学習資源を有効に活用し、教育の質向上に努めている。

入学前教育として基礎学力診断テスト、学力充実対策講座等、多様な学習支援を組織的に実施するとともに、チューター制やオフィスアワー等により個別指導を行っている。

保健センター、学生寮の設置や奨学金制度等により総合的な学生支援体制を敷くとともに、相談室や就職支援システムを活用した情報提供、各種模擬試験や資格取得支援を行うなど、就職支援に積極的に取り組んでいる。

教員組織は、短期大学設置基準を満たし、教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員等を配置している。専任教員は、FD 活動を通して授業・教育活動の改善を行っている。

事務組織は、規程に基づき整備され、責任体制は明確である。SD 推進委員会が実施する研修会等により経験年数や職階に応じた資質・能力を身につけられるよう工夫している。教職員の就業に関しては、就業規則等が整備されており、適正に管理されている。

校地・校舎の面積は、短期大学設置基準を満たし、各学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づき必要な設備、機器・備品を備えている。また、校舎等には、障がい者に対する配慮も十分に行われている。防火・防災管理は規程に基づき、年 1 回防火・防災訓練を実施しており、防犯対策についても安全確保に努めている。情報機器については、ハード面、ソフト面での充実が図られており、学生が、パソコン室、マルチメディア室、語学学習室を授業以外の時間に自由に利用できる。

財務状況について、短期大学部門で過去 3 年間の経常収支が支出超過となっているが、学校法人全体では過去 2 年間で収入超過となっている。

理事会の管理運営体制については、理事長のリーダーシップが適切に発揮されてる。理事会は、学校法人全体の重要事項を審議するとともに、理事の職務の執行を監督している。

学長の意思決定に当たり、各種会議等を通じて関係者の意思疎通が図られており、学長がリーダーシップを適切に発揮できる体制が整っている。

監事は学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行い理事会及び評議員会において意見を述べている。

評議員会は法令等に基づいて開催され、予算や事業計画等の重要事項について、理事会開催前に意見を述べる役割を担っており、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営されている。

法令で公開が求められている諸情報については、ウェブサイトにおいて公表・公開する

とともに、請求があった場合には閲覧に供している。

2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

(1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマC 内部質保証]

- 「学科別目標管理シート」の作成と学長によるヒアリングを通じて、組織的かつ継続的な教育の質向上・充実を実現する仕組みを構築している。具体的には、学習成果を基にした評価指標を用いて、全学的及び学科別の教育成果を定期的に評価し、改善方を策定している。さらに、学長によるヒアリングを経て、各学科の目標管理シートを更新し、教育の質の向上に努めている。
- 本協会による内部質保証ルーブリックにおいて一定のレベルを満たし、全教職員が内部質保証に取り組んでいる。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマA 教育課程]

- 学生自身が「学習ポートフォリオ」(ポートフォリオ学習支援統合システム)に沿って学期の始めに目標と計画を立て、学期末に達成状況と自己評価を入力することにより、自己課題を明確にしている。また、担任及びチューターが「学習ポートフォリオ」を閲覧することができ、学生個々の学習の進捗状況と学習成果を把握し、指導・助言を行っている。

[テーマB 学生支援]

- 「なんでも相談窓口」ではワンストップ型支援を導入し、学生の多様なニーズに応じ、臨床心理士や専門機関との連携窓口としての機能を持たせている。留学生支援においては母国語での相談体制を整え、日本語教育の充実を図るなど、包括的かつ細やかな対応が図られている。
- 全学科において、担任や担任以外の教員であるチューター、全学共通教育センター、就職支援部等が連携して学生支援に努めている。社会的な動向を織り込んだ授業や卒業生と在学生との積極的な交流、学生に寄り添った指導を実践している。その結果、特に商科では過去6年間にわたり就職内定率100%を維持している。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ A 人的資源]

- 若手教職員の育成、外部資金の獲得支援、業務基盤の強化を目的に「特色ある教育・研究」事業を実施し、学内教職員から研究を募集し研究費を助成している。また「全学発表会」を開催し研究成果を発表する機会を設けている。

[テーマ B 物的資源]

- 校舎に設置してあるエレベーターには、全て障がい者用のボタンを備え、多目的トイレや点字ブロック等を設置し、校舎間の車いすでの移動に配慮するなど、教育環境を整備している。
- 太陽光発電装置の設置と地下水を利用した冷暖房装置を利用し、冷暖房の消費電力の低減化を促進しており、昼間ピーク時の使用電力の削減のため大容量蓄電池の導入も行っている。また、LEDによる省電力化、二酸化炭素量削減対策を講じるための熱源改修工事などを行い、省エネルギー、省資源対策を講じている。

(2) 向上・充実のための課題

本協会は以下の事項について、改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ D 財的資源]

- 短期大学全体の収容定員の充足率が低いので、充足率をあげるよう努力されたい。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

[テーマ C ガバナンス]

- 監事が出席していない理事会が開催されている。緊急であったとはいえ、私立学校法に規定されているとおり、監事は理事会、評議員会に出席し意見を述べるのが望まれる。

(3) 早急に改善を要すると判断される事項

なし

3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基準	評価結果
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス	合

各基準の評価

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

建学の精神である「自立協同」は、教育基本法、学校教育法の趣旨にのっとり公共性を有し、様々な媒体を通じて学内外に表明されている。また、理事長、学長等から式典や新入生が受講する授業で講義され、教職員も共に受講し内容を再確認している。建学の精神に基づいた教育理念を確立し、その精神が教育目的や目標に明確に反映されている。学祖の信念と歴代理事長の経験に基づいて形成された建学の精神は、短期大学において共有され、学生や教職員に伝えられている。

学校法人の下に設置された地域連携センターを中心に地域・社会に向けて様々な公開講座、地域交流活動、出張講義、正課授業の開放など、多様な地域貢献活動が広く展開されている。また、地方公共団体、企業、教育機関、NPO 団体等と包括連携協定を締結し社会貢献活動に注力している。

教育目的・目標は学則に明記されており、建学の精神に基づき、学科・専攻課程ごとに具体的な学習成果を「知識・理解」、「技能・表現」、「思考・判断」、「関心・意欲・態度」の4項目に定め、測定や評価を定期的実施している。

また、令和4年に三つの方針の全学的な統一を図り、各学科・専攻課程で建学の精神に基づいて一体的に策定している。三つの方針は相互に関連付けられ、カリキュラムチェック表や履修系統図などで確認できる。各学科・専攻課程はこれらの方針に基づいた教育活動を実施し、シラバスチェックなどを通じて一貫性を確保している。

学則に基づき自己点検・評価の体制が整備されており、学長をトップとする責任体制の下で自己点検・評価委員会が設置され、内部質保証が保たれている。毎年度の委員会において、教育研究の向上に向けた評価と改善が行われ、その結果は学内外に公表されている。また、学習成果の評価を全学教務委員会と教学 IR 部会を中心に、PDCA サイクルを通じて実施し、教育活動の質の継続的な向上が図られている。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

各学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、学習成果に対応しており卒業の要件及び成績評価の基準、資格取得の要件とともにキャンパスガイド、ウェブサイト及び大学ポータルサイトに明示している。各学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針は、卒業認

定・学位授与の方針に対応し、ウェブサイトに掲載し、学内外に公開するとともに、キャンパスガイドに掲載して学生全員に配付している。なお、年間及び学期ごとに履修登録できる単位数の上限についてはキャンパスガイドに示して運用しているが、CAP制に関する学則上の規定がないことから、学則にその根拠となる規定を設けることが望まれる。

全学教務委員会が教養教育・専門教育の効果を測定・評価し改善に取り組んでいる。

職業教育の効果は、卒業生を対象にしたアンケート調査にて把握している。アンケート調査で指摘された内容を基に授業の改善に取り組むとともに、就職先から指摘された内容を基に学習成果の点検に活用している。

入学者受入れの方針は、学習成果と関連付けられており、入学試験要項やウェブサイト等で明示している。

学習成果は建学の精神「自立協同」及び学則の教育研究上の目的を反映しており、各学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針との関連性を整理し、具体性を持たせている。

教学 IR 部会が、累積 GPA 平均値、各学科別累積 GPA 分布状況、資格試験及び国家試験の合格率等を、学習成果を検証するための評価指標項目に関する IR 情報としてまとめ、教育の質保証の基礎資料として活用している。

平成 28 年度の中央教育審議会の答申に基づき、三つの方針を再検討し、シラバスの見直しを行っており、これにより評価基準の明確化や評価方法の明示、オフィスアワーの記載義務化など、教育内容を改善している。また、GPA を活用した成績評価で学習成果を適切に把握し、学習支援を強化している。FD 研究部会による「全学授業アンケート」の見直しや、ICT 環境の整備により、学生の学習環境も充実している。

入学前教育として e ラーニングシステムを導入しており、入学後はオリエンテーション、基礎学力診断テスト、学力充実対策講座等、多様な学習支援を組織的に実施している。

保健センター、学生寮の設置や奨学金制度などにより総合的な学生支援体制を敷くとともに、相談室や就職支援システムを活用した情報提供、各種模擬試験や資格取得支援を行うなど、就職支援に積極的に取り組んでいる。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教員組織は、短期大学設置基準を満たし、教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員、非常勤教員及び補助教員を配置している。教員の採用・昇任については規程に基づき行われており、適切に審査して決定している。研究倫理に関しては全学研究者倫理教育委員会を設置し遵守するための取組みが行われている。専任教員は、FD 活動を通して授業・教育活動の改善を行っており様々な部署と連携して学生の学習成果の獲得向上に努めている。

事務組織は、規程に基づき整備され、責任体制は明確化である。SD 活動は、SD 推進委員会で研修会等を行っており、さらに外部の研修会に参加することにより経験年数や職階に応じた資質・能力の獲得を試みている。

教職員の就業に関しては、就業規則等が整備されており、適正に管理されている。

校地・校舎の面積は、短期大学設置基準を満たし、運動場・校舎、体育館は、適切に整備されている。また、各学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づき必要な設備、

機器・備品を備えている。校舎等には、障がい者に対する配慮も行われている。

施設設備及び物品の維持管理は、規程に基づき適切に行われている。防火・防災管理は規程に基づき、年1回防火・防災訓練を実施しており、防犯対策についても安全確保に努めている。また、コンピュータを含むネットワークシステムについても、セキュリティ対策を行っている。様々な省エネルギー、省資源対策を講じており地球環境保全の配慮がなされている。

情報機器については、ハード面、ソフト面での充実が図られており、学生は、パソコン室、マルチメディア室、語学学習室を授業以外の時間に自由に利用できる体制を整えている。

財務状況について、短期大学部門で過去3年間の経常収支が支出超過となっているが、学校法人全体では過去2年間で収入超過となっている。また、短期大学全体の収容定員の充足率が低いので、充足率をあげるよう努力されたい。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は、5つの設置校を統括する最高責任者として各設置校の学長、校長等と連携し、全ての業務を総理するなど、学校法人の運営にリーダーシップを発揮している。理事会は、学校法人全体の業務に関わる重要事項を審議・決定するとともに、理事の職務の執行を監督している。

学長は、短期大学の円滑な運営を図るため、部局長会等の会議を設置している。学長の意思決定に当たり、教員組織と事務組織が討議・運営する教育開発機構で討議された内容が教授会等でも報告、議論されるなど、多様なルートで意思疎通が図られており、学長のリーダーシップが適切に発揮できる体制が整っている。

学校法人全体のガバナンスについては、監事が学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について毎会計年度監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に提出し意見を述べている。しかしながら、監事が出席していない理事会が開催されている。緊急であったとはいえ、私立学校法に規定されているとおり、監事は理事会、評議員会に出席し意見を述べることを望まれる。

評議員会は法令等に基づいて開催され、予算や事業計画、事業に関する中期的な計画などの重要事項について、理事会開催前に意見を述べる役割を担っており、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営されている。

法令で公開が求められている諸情報については、ウェブサイトにおいて公表・公開するとともに、請求があった場合には閲覧に供している。